第61号議案

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月3日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、教育長の給料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する 条例(昭和31年10月台東区条例第14号)の一部を次のよ うに改正する。

第2条中「78万9,000円」を「78万4,000円」に 改める。

第6条中「及び12月」を削り、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合においては100分の185」を加える。

第2条 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する 条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の35」を「100分の40」に、「6月」を「6月及び12月」に、「100分の170、12月に支給する場合においては100分の185」を「100分の175」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第6条の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和2年4月1日
- 2 第 1 条の規定(第 6 条の改正規定に限る。)による改正後の 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の

規定は、令和元年12月1日から適用する。